

もっと歩けるプロジェクト アシリネ

ご説明書類

- 地域密着型通所介護・第1号通所事業 重要事項説明書
- 地域密着型通所介護・第1号通所事業 契約書
- 個人情報の取り扱いに関する利用同意

ご利用者様 _____ 様

(以下、利用者という)

株式会社Seednest

地域密着型通所介護・第1号通所事業 重要事項説明書
(2026年2月1日現在)

地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社Seednest
主たる事務所の所在地	〒006-0813 札幌市手稲区前田3条8丁目3-18 海和ビル1階
代表者（職名・氏名）	代表取締役 三上 幸大
設立年月日	2025年10月14日
電話番号	011-590-9021

2. 事業所の概要

事業所の名称	もっと歩けるプロジェクト アシリネ	
サービス種類	介護保険における地域密着型通所介護	
介護保険指定事業所番号	0190401836	
事業所の管理者	三上 幸大	
事業所の所在地	〒006-0813 札幌市手稲区前田3条8丁目3-18 海和ビル1階	
電話番号	011-590-9021	
FAX番号	011-590-9071	
開設年月日	2026年2月1日	
実施単位・利用定員	2単位	各定員10人
実施地域	札幌市内	
第三者評価受審の有無	無	

3. 運営の方針

- 通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- ・日常生活動作の機能訓練
利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーション等を行います。
- ・健康状態の確認
体調や血圧等の確認を行います。
- ・送迎
居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
- ・日常生活における相談及び助言
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
- ・その他日常生活上の援助
利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日 12月30日～1月3日を除く。
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	1単位目 9時15分～12時20分 2単位目 13時30分～16時35分

6. 事業所の従業員の体制

職種	業務内容	人数
管理者	事業所の従業員及び業務の管理、事業の指揮命令	1名
生活相談員	相談援助業務、関係機関との連絡調整	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練の指導	1名以上
介護職員	利用者への介護業務	1名以上

7. 運営推進会議の設置

当事業所の行う地域密着型通所介護を地域にひらかれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置します。

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。

〈運営推進会議〉

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、近隣の介護保険サービス事業者職員等

開催：6か月に1度以上開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。記録は事業所において閲覧できます。

※運営推進会議開催前に、会議の開催に関するご案内及び出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。

8. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 利用料【地域密着型通所介護】（3時間以上4時間未満の利用の場合）

・要介護の場合 ※利用1回あたり

	単位数	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
要介護1	416	422円	844円	1,266円
要介護2	478	485円	970円	1,454円
要介護3	540	548円	1,095円	1,643円
要介護4	600	608円	1,217円	1,825円
要介護5	663	672円	1,345円	2,017円

・要支援及び事業対象者の場合

	単位数	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
要支援1 事業対象者	月3回まで 359/回	364円	728円	1,092円
要支援1 事業対象者	月4回以上 1438/月	1,458円	2,916円	4,374円
要支援2	月7回まで 361/回	366円	732円	1,098円
要支援2	月8回以上 2896/月	2,937円	5,874円	8,811円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

・要介護の場合

	単位数	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
個別機能訓練加算(Ⅰ))イ	56/回	57円	114円	171円
個別機能訓練加算(Ⅱ))	20/月	21円	41円	61円
科学的介護 推進体制加算	40/月	41円	82円	122円
送迎減算(片道につき)	▲47/回	▲48円	▲96円	▲143円

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18/回	18円	37円	55円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の9.2%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数の9.0%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

・要支援及び事業対象者の場合

科学的介護推進体制加算	40/月	40円	81円	121円
送迎減算(片道につき)	▲47/回	▲48円	▲96円	▲143円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1及び事業対象者の場合72/月	73円	146円	219円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2の場合144/月	146円	292円	438円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の9.2%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数の9.0%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

- (注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額(事業所の所在地が7級地のため、単位数に10.14を乗じた額)であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。
- (注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- (注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(2) その他の費用

食費等	お持ち帰り冷凍お弁当150円/個(希望者に限り1利用あたり2食まで) お飲み物代100円/日(希望者に限り)
おむつ代等	紙おむつ100円/枚 パッド100円/枚
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、3km未満は片道150円。3km以上は片道300円をいただきます。
その他	マスク代 50円/枚(希望者に限り)

	その他、上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。
--	--

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。この場合には、利用予定日の前営業日17時30分までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日17時30分までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日17時30分までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日17時30分までにご連絡がなかった場合	800円

(4) 支払い方法

毎月月末締めとし、翌月27日までに前月分の料金を請求いたします。お支払方法は、銀行・郵便局の指定口座からの引き落とし、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。口座振替を選択いただく場合、前月利用分を当月27日に引き落としします。なお、口座振替申込書を提出いただく時期によっては、引き落とし処理が間に合わず料金の引き落としが翌月に繰越となる場合がございますので、ご了承ください。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。必要に応じて、医療機関及びご家族ならびに必要と判断される関係者等に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。
- ・複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- ・利用者に対するサービスの提供に関して事故が発生した場合には、直ちに利用者又はご家族にご連絡いたします。あわせて、報告基準に遵守して保険者に連絡し、事故の原因を解明及び再発防止策を講じます。
- ・利用者の事情で時間に遅れた場合、送迎サービスが受けられない場合があります。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませぬ。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

1 1. 事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 011-590-9021 受付時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時30分 (12月30日から1月3日までを除く) 担当者名 三上 幸大
---------	---

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	札幌市社会福祉協議会 高齢者・障がい者生活あんしん 支援センター	電話 011-632-0550
	北海道国民健康保険連合会 介護サービス苦情相談専用ダイ ヤル	電話 011-231-5175

1 3. 非常災害対策

- ・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ・事業所は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 4. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約をすることができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了の1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所しサービスの継続が困難な場合
- ・利用者の要介護状態区分が非該当（自立）となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただきます場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが理由もなく2ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

地域密着型通所介護・第1号通所事業契約書

利用者と株式会社Seednest（以下「事業者」という。）は、利用者がもっと歩けるプロジェクト アシリネ（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の主旨に従い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。

- 2 事業者が利用者に対して実施する指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業のサービスの内容・利用日・利用時間・費用等の事項（以下「通所介護計画及び介護予防通所介護計画書」という。）は、別紙、サービス利用書に定める通りとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約終了の日から利用者の要介護度認定の有効期間満了までとします。但し、契約期間満了の7日前迄に利用者から文書による契約終了の申し込みがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（通所介護計画及び介護予防通所介護計画の決定・変更）

第3条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護及び介護予防通所計画を作成するものとします。

- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画及び介護予防通所計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行なうものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画及び介護予防通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画及び介護予防通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画及び介護予防通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、通所介護計画及び介護予防通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画及び介護予防通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスを提供するものとします。

- 2 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族などに対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第6条 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス料金の1割)を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)

- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は食事代とおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 利用者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

(利用日の中止・変更・追加)

第7条 利用者は、利用期日前において、通所介護及び介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者に申しでるものとします。

- 2 利用者が、利用期日前に利用の中止を申し出た場合には、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第8条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、事業者の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、利用者から聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービス提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
 - 4 事業者は、サービス提供時において、利用者には病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

(守秘義務)

- 第10条 事業者及びサービス従事者又は従業員は、指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関などに利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等との連携を図る等正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

- 第11条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 3 利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償 (損害賠償責任)

(損害賠償責任)

- 第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

- 第13条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- 1 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が

発生した場合。

- 2 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつばら起因して損害が発生した場合。
- 3 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつばら起因して損害が発生した場合。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第14条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対してすでに実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第15条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 要介護認定により利用者の心身の状況が非該当（自立）と判定された場合
- 3 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業

所を閉鎖した場合

- 4 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 5 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 6 第16条から第18条に基づき本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を鑑定し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第16条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 1 第8条第3項により本契約を解除する場合
- 2 利用者が入院した場合
- 3 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(利用者からの契約解除)

第17条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらなかった場合

(事業者からの契約解除)

第18条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 利用者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第19条 第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第11条第2項(現状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

(苦情処理)

第20条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(緊急時等における対応方法)

第21条 通所介護員などは、指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスを実施中に、利用者の病変に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(協議事項)

第22条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意をもって協議するものとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保管するものとします。

個人情報の取り扱いに関する利用同意

利用者、及び利用者の家族の個人情報について、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

(使用する目的)

1. 居宅介護サービスの提供
2. 居宅介護サービスの提供にあたって行う、利用者又はその代理人に対して確認連絡
3. 当該利用者のサービス向上
4. 事業者の請求事務、事故等の報告
5. 居宅介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成

(個人情報を使用する範囲)

ケアマネジャー、介護保険サービス及び介護保険外サービス事業者の担当者、主治医や医療機関の担当者、並びに地域の行政機関や民生委員などの関係機関の担当者（サービス提供に協力が必要な関係者に限る）

(個人情報を使用する期間)

契約締結日から利用終了日までにおいて、サービス提供を受けている期間

(個人情報を使用する条件)

1. 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
2. 緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないように厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること。
3. 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

(個人情報の利用目的の変更)

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。
3. 国の機関もしくは地方公共団体、又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

契約書及び同意書

次の内容について説明を受け、内容に同意し、関係書類の交付を受け、指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業の開始に同意しました。その証として、本契約書及び同意書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名の上、それぞれ1部を保有します。

(対象文書)

- 地域密着型通所介護・第1号通所事業 重要事項説明書
- 地域密着型通所介護・第1号通所事業 契約書
- 個人情報の取り扱いに関する利用同意

契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

立会人 又は 代理人	氏 名	続柄 ()
	住 所	
	電話番号	

家族代表	氏 名	続柄 ()
	住 所	
	電話番号	

事業者	株式会社Seednest代表取締役 三上 幸大 北海道札幌市手稲区前田3条8丁目3-1 8海和ビル1階
説明者	もっと歩けるプロジェクト アシリネ _____

※顔写真等の使用につきましては、以下の内容で同意します。(○で囲んだもののみ)

1. 掲載可(広報誌・ホームページ・事業所内外掲示)
2. いずれも掲載をお断りいたします。